

料金表

<（介護予防）訪問リハビリテーション>

利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、お支払いただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割または3割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を越えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（基本料金）

（地域区分7級地：1単位10.17円）

サービス内容		単位 (1回20分)	基本 利用料	利用者負担金(自 己負担1割の場合)
要介護	訪問リハビリテーション	308単位/20分	3,132円	313円
要支援	介護予防訪問リハビリテーション	298単位/20分	3,030円	303円
	介護予防訪問リハビリテーション長期減算 (開始後12か月を超えて行う場合)	-30単位/回	-305円	-31円

（加算料金）

サービス内容	単位	基本 利用料	利用者負担金(自 己負担1割の場合)
①短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/日	2,034円	203円
②リハビリテーションマネジメント加算(イ)	180単位/月	1,830円	183円
③リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213単位/月	2,166円	217円
④上記の②③を実施し、事業所の医師が利用者又はその家族にリハビリテーション計画を説明し同意を得た場合	270単位/月	2,745円	275円
⑤退院時共同指導加算	600単位/回	6,102円	610円
⑥サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位/回	61円	6円
⑦サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3単位/回	30円	3円

※その他の加算が付く場合があります。

（加算の要件）

- ①短期集中リハビリテーション実施加算・・・退院や退所または要介護認定日から3ヶ月間、週2回以上・1回20分以上のリハビリを実施した場合
- ②リハビリテーションマネジメント加算(イ)・・・定期的に関連スタッフが参加するリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションマネジメントを断続的に実施した場合
- ③リハビリテーションマネジメント加算(ロ)・・・②(イ)の要件に加えて、訪問リハビリテーション計画書の内容やリハビリテーションの内容など当該利用者様の情報を厚生労働省に提供した場合
- ⑤退院時共同指導加算・・・病院又は診療所に入院中の利用者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に初回の訪問リハビリテーションを行った場合
- ⑥訪問リハビリサービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)・・・訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のうち勤続7年以上のものが1人以上いる場合に(Ⅰ)を算定、勤続3年以上のものが1人以上いる場合に(Ⅱ)を算定